

令和5年5月18日

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されたことに伴い、次のとおりとします。

記

- 1 窓口に設置してあるアクリル板は撤去します。
- 2 コロナ対策としての消毒用のアルコール類、非接触型温度計に関しては、当面設置します。
- 3 施設の利用制限は設けないため、プール入場券は廃止します。ただし、混雑時など施設利用状況を確認しながら必要に応じて入場制限を行います。

鹿児島ふれあいスポーツランド 指定管理者